

◎佐賀県条例 号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係） （平28条例47・追加、令元条例6・一部改正）		別表第1（第4条関係） （平28条例47・追加、令元条例6・一部改正）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1～6 略	略	1～6 略	略
		<u>7 知事</u>	<u>私立の高等学校の専攻科に係る修学支援に関する事務であって規則で定めるもの</u>
7～10 略	略	<u>8～11 略</u>	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。